

## 青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) つがる南第2風力発電事業環境影響評価方法書)

- 1 対象事業実施区域周辺には、約0.3km～約0.7kmに住居等が存在しており、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行った上で、風力発電設備を住居等から離隔するなど、風力発電設備の配置等を十分検討すること。
- 2 対象事業実施区域には、大堤や丸山溜池など多くの池沼が存在し、風力発電設備の設置や道路の拡幅工事等により発生した濁水が、水生生物や水生植物の生息・生育環境に影響を及ぼすおそれがあることから、適切な手法で調査、予測及び評価を行い、これらの影響を回避又は極力低減するよう、風力発電設備の配置等を検討すること。
- 3 バッドストライクやバードストライク調査について、鳥類等の渡りへの影響が考えられることから、適切な調査時期・頻度等を設定すること。  
また、落下した死骸はスカベンジャーによる持ち去りにより消失するおそれがあるため、連続する数日間の調査を毎月行うなど、持ち去りの影響を受けにくい方法で実施すること。
- 4 対象事業実施区域の周辺にはノスリ、ハクチョウ類、ガン類の渡りルートがある他、オオハクチョウ及びマガン等のカモ類の飛来地である田光沼、狄ヶ館溜池などが存在する。  
また、対象事業実施区域及びその周辺は希少猛禽類であるオオタカ等が生息している可能性がある。  
これらの鳥類に対する重大な影響を回避又は極力低減するため、地元の専門家から生態特性を聴取した上で、適切な手法により、調査、予測及び評価を行うこと(調査に当たり、主に小鳥類が渡る夜間は目視観察ができないためレーダーを用いた調査も行うこと)。  
その結果、これらの鳥類の渡りや生息環境に重大な影響があると評価される場合には、風力発電設備の規模や配置等の見直しを含めた環境保全措置を検討すること。

5 哺乳類・コウモリ類・鳥類・昆虫類・生態系（チュウヒ）の調査地点が、対象事業実施区域の周辺に偏って分布しているため、調査地点を中央部（特に雁沼周辺）にも設けること。

渡り鳥・希少猛禽類の定点観察調査地点が対象事業実施区域の西側に偏って分布しているため、丸山溜池東側にも設けること。

また、鳥類のスポットセンサス調査については、雁沼の西側にも調査地点を設けること。

6 対象事業実施区域周辺は、ガシャモク（国内3カ所）やツガルモク（国内唯一）の生育地があり、国内で4番目に水生植物の多様性が高い（希少性では全国1位である）国内有数の水生植物の産地であり、水生植物の生育に関して十分な配慮が必要となることから、水生植物の調査の際には、沈水植物（シャジクモ類も含む）の取りこぼしがないように、目視観察調査だけでなく、器具等を利用するなど、適切な手法で調査を実施すること。

また、水生植物相は隣接する湖沼間でも種構成が大きく異なる場合が少なくないことから、対象範囲内の水域で網羅的調査を行うこと。

なお、調査に当たっては効率的かつ効果的な調査計画を立て、水生植物および生育地に影響が生じないように保全対策を徹底すること。

7 他事業者による既存及び計画中的風力発電事業との累積的な環境影響が懸念されるため、対象事業実施区域周辺における他事業の事後調査結果等環境影響評価に関するデータ、特に猛禽類や渡り鳥に関するデータの情報収集を行い、累積的な影響が想定される環境影響評価項目について適切な手法により調査、予測及び評価を行い、風力発電設備の規模や配置等を検討すること。